

## 工事の概要（参考）

本資料は、弘前職安（19）建築その他改修工事の概要をお知らせするための参考資料であり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではありません。本工事の詳細な内容については、設計図書及び工事補足説明事項をご覧ください。

### 1. 工事の概要

本工事は、弘前職安（青森県弘前市南富田町5-1）において、一般の方が多く訪れる施設であることから、大地震動においても、構造体の耐力が著しく低下することなく、人命の安全を確保のため建物の耐震安全性を確保するための工事を行うものです。

#### （1）主な工事内容

○**庁舎改修**（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階 延べ面積 1,027 m<sup>2</sup>）

- ・既存壁を撤去のうえ、耐震壁を新設します。
- ・アスベストの除去を行います。

○**外構**

- |       |  |
|-------|--|
| ①舗装   | イ) アスファルト舗装改修をします。                                 |
| ②囲障   | イ) ネットフェンス改修をします。                                  |
| ③雑工作物 | イ) L型側溝を改修します。<br>ロ) 機械設備基礎を改修します。<br>ハ) 縁石を改修します。 |

○**電気設備工事**

- ・上記工事に伴う電気設備工事を実施します。

○**機械設備工事**

- ・上記工事に伴う機械設備工事を実施します。

#### （2）施工時期、施工時間、施工手順（想定）、施工条件等

##### 1) 施工時間の制限

- ・本工事の作業時間は原則として8:30～17:00です。閉庁日は行政機関の休日に関する法律における行政機関の休日によります。
- ・既存庁舎を使用しながら改修工事を行うため、躯体撤去・コンクリート打設・アンカー打設・全館停電作業（工事期間中3回程度）は土日等の閉庁日での作業を想定しています。

##### 2) 施工条件等

- ・仮設、作業範囲等については、12,16/35 の設計図書及び工事補足説明事項を参照し

てください。

3) その他

- ・仮設冷暖房は工事範囲外です。

## **2. 実勢を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等**

本工事において、主に以下の取組を実施しています。

### **(1) 実勢を踏まえた積算の運用について**

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価（平成31年3月）を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実勢を踏まえた価格設定を行います。

### **(2) 施工条件等の円滑な協議について**

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

### **(3) 現場代理人の常駐を要しない期間について**

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐は要しません。（工事補足説明事項1.（3）参照）

### **(5) 工事関係図書等に関する業務効率化について**

受発注者相互の業務の効率化を目的とし、工事関係図書等に関する業務効率化のため、受注者への提出を求める工事関係図書等を明確化し、業務の効率化を図ります。

また、提出書類の簡素化について、工事着手前に監督職員と協議を行う工事としていきます。（工事補足説明事項1.（8）参照）

### **(6) 余裕期間を設定した工事について**

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定しています。

受注者は、発注者が示した工事着手期限（令和2年3月31日）までの間で、工事の始期を自由に設定することができます。

工事の始期前の余裕期間内は、現場代理人の工事現場における常駐及び主任技術者又は監理技術者の配置は要しません。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできますが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手することはできません。（工事補足説明事項1.（12）参照）

**(7) 週休2日促進工事について**

受注者が希望する場合に、工事着手前に発注者と協議したうえで週休2日に取り組み、「週休2日促進工事」としています。

現場閉所の状況に応じた補正係数により、労務費を補正し、請負代金額を変更します。(工事補足説明事項2.(24)参照)

**(8) 入札時積算数量活用方式の適用について**

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる、「入札時積算数量活用方式」を適用しています。(工事補足説明事項8.(4)参照)

**(9) 地域外からの建設資材等の調達について**

契約締結後、建設資材等の調達方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、調達に係る費用について、調達の実態に応じ設計変更により対応する工事としています。(工事補足説明事項8.(7)参照)

**(10) 地域外からの労働者確保について**

契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する工事としています。(工事補足説明事項8.(8)参照)

**(12) 見積活用方式について**

工事の円滑な施工確保を図るため、実勢価格を予定価格に適切に反映する「見積活用方式」を行う工事としています。

発注者が求める項目について、入札参加者から見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とします。

見積対象とする項目については、入札説明書及び見積依頼書によります。